

平成15年4月21日

企業会計基準委員会 御中

信金中央金庫

『『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針』の検討状況の整理』に対する意見書

固定資産の減損会計の導入にあたり、標記「検討状況の整理」に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、ご検討方よろしくお願いいたします。

記

1. 資産のグルーピングについて

金融機関においては、各支店のキャッシュ・フローが他の本支店のキャッシュ・フローと相互依存関係にあり、金融サービスの提供は本支店全体で一体をなして行われている。

よって、資産のグルーピングにおいて、個別の支店をグルーピングの最小単位とすることは金融機関の実態に則したグルーピングとはいえないと考えられることから、本支店全体を一つのグループとすることも可能とするなど、金融機関の特性に合った対応が可能となるよう検討していただきたい。

2. 減損の兆候について

(1) 減損の兆候の判定において、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローの定義が明確ではなく、企業ごとに収益管理方法等も異なると考えられることから、恣意性が働く恐れがある。

よって、金融機関については、業務純益にもとづき兆候の判断を行うことができるよう検討していただきたい。

(2) 減損の兆候の判定において、「営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナス、あるいは、継続してマイナスとなる見込み」の「継続して」とは概ね2期とされているが、有価証券の減損処理や繰延税金資産の回収可能性の判断と平仄を合わせて、3期の状況により判断するよう検討していただきたい。

(3) 減損の兆候の判定において、市場価格の著しい下落の判定基準については、「販売用不動産等の強制評価減の要否の判断に関する監査上の取扱い（監査委員会報告第69号）」と平仄を合わせて、概ね50%以上下落した場合を著しい下落とするよう検討していただきたい。

3. 減損損失の認識について

減損損失の認識にあたり、割引前将来キャッシュ・フローを見積もる必要があるが、中堅・中小企業等に幅広く導入するにあたって、具体的な見積もり方法および簡便的な見積もり方法を検討していただきたい。

4. 減損損失の会計処理について

減損会計を適用した場合、企業によっては適用初年度に多額の減損損失が発生することも予想される。

よって、退職給付会計の会計基準導入時の取扱いと同様に、適用初年度の減損損失は一定年数(例えば、10年以内)にわたり費用計上することも認めるよう、激変緩和措置を検討していただきたい。

5. 再評価を行った土地の取扱いについて

「土地の再評価に関する法律」にもとづき再評価を行った事業用土地について減損処理が発生した場合、減損処理を行った部分に係る土地再評価差額金を取崩すこととなるが、財務諸表において土地再評価差額金取崩額を期間損益に反映させるよう検討していただきたい。

6. 適用時期について

強制適用の時期については、企業会計基準委員会において、延期の必要性について検討することとされている。

については、信用金庫の中央金融機関として、信用金庫および信用金庫の主たる取引先である中小企業の視点から意見を述べさせていただくと、昨今の厳しい経済環境を勘案すると、減損会計が適用された場合の地域経済等への影響は非常に大きいと考えられることから、強制適用の時期を延期するよう検討していただきたい。

以 上